

国土交通省
住宅版 BELS の申請受付開始のご案内

一般社団法人東海木造住宅協会
事務局 058-271-3003
(全1枚)



拝啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

国土交通省では、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づく表示制度が施行されることに伴い、「建築物の省エネ性能表示のガイドライン(建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針)」を制定しました。ガイドラインに基づく第三者認証として BELS が位置づけられるとともに、新たに**評価対象に住宅を追加し、平成28年4月より申請受付を開始**することが発表されましたので、ご案内致します。住宅性能をアピールすることができますので、ご利用を検討されている方は、下記をご確認ください。 敬具

記

■ BELS 住宅で評価する性能

- ① 外皮性能(性能基準・仕様基準)
- ② 一次エネルギー消費量(性能基準・仕様基準)

※評価に用いる指標及び手法は、外皮性能および一次エネルギー消費量によることを基本とし、その評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令によることとする

外皮性能、一次エネルギー消費量の「省エネ基準」への適合の可否を記載



BEI の値から判断された星数を表示

一次エネルギー消費量の値及び算出された値を記載

■ 登録予定評価機関

【登録予定評価機関】 45機関

※登録予定評価機関の詳細については、(一社)住宅性能評価・表示協会 HP (<https://www.hyokakyokai.or.jp/bels/shinsei.html>)をご確認ください

■ 申請について

- 【申請対象】 ・新築、既存を問わず全ての建築物
・一戸建ての住宅、共同住宅等の住棟、住戸、非住宅部分のテナント、フロア、その他部分
- 【提出書類】 ・申請書
・設計内容(現況)説明書
・申請添付図書(各種図面、計算書等、その他必要な資料等)
・その他の書類(参考情報に記載する情報がある場合は、当該情報に関する書類)

■ お問い合わせ先

(一社)住宅性能評価・表示協会 技術部 TEL : 03-5229-7440

詳細は、(一社)住宅性能評価・表示協会 HP (<https://www.hyokakyokai.or.jp/bels/shinsei.html>)をご参照ください。

引続き皆様に役立つ有益な情報の発信に努めさせていただきます。

以上